

豊中市スポーツ団体合併・統合支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校再編により学校体育施設開放事業における活動場所の減少が見込まれることをふまえ、豊中市立庄内さくら学園又は豊中市立庄内よつば学園に係る学校体育施設開放運営委員会に登録しているスポーツ団体が行う合併又は統合に対し、スポーツ団体合併・統合支援金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「合併又は統合」とは、複数のスポーツ団体が一の団体として一体的に活動することをいう。

2 この要綱において「合併団体」とは、合併又は統合後の団体をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、合併又は統合に伴い、合併団体として一体的に活動するために必要な物品に団体名称その他の表示を新たに付し、又は変更する事業で、当該物品の購入又は加工に係る支出が完了したものとする。

(対象団体)

第4条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する合併団体とする。

- (1) 合併又は統合を行う全ての団体が、豊中市立庄内さくら学園又は豊中市立庄内よつば学園に係る学校体育施設開放運営委員会に登録していること。
- (2) 合併又は統合後も継続して活動する意思及び体制を有すること。
- (3) 合併又は統合後の団体について、学校体育施設開放事業に係る登録手続を完了していること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体でないこと。
- (5) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人又は宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表に掲げる経費とする。

2 前項の経費について、他の補助金、助成金その他の給付を受けている場合は、その額を控除した額を補助対象経費とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に4分の3を乗じて得た額とし、同一の合併又は統合につき30万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 補助金の交付は、同一の合併又は統合につき1回限りとする。

(補助金交付の申込み)

第7条 補助金の交付を受けようとする対象団体は、補助事業が完了した後、当該補助事業を実施した年度の3月31日までに、補助金交付申込書兼請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申込内訳書（様式第2号）
- (2) 領収書その他支出を証する書類
- (3) 団体名称その他の表示を新たに付し、又は変更した物品の内容が確認できる写真
- (4) 消費税等仕入税額控除確認書（様式第3号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている対象団体は、前項の申込みをするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除することができる額及び当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に前条第1項に規定する割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申込みをしなければならない。ただし、申込時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認める場合は、補助金の交付の決定及び交付すべき補助金の額の確定を行い、当該対象団体に補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項の審査において、補助金の交付が適当でないとする場合は、補助金の不交付決定を行い、その理由を付して、不交付決定通知書（様式第4号）により対象団体に通知するものとする。

3 市長は、第1項の交付の決定及び補助金の額の確定に当たり、学校体育施設開放事業の登録団体名簿その他の関係書類により、合併団体の登録状況その他必要な事項を確認するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、対象団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき。
- （2） この要綱又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- （3） 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （4） その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、交付決定取消し等通知書（様式第7号）により対象団体に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 補助金の交付を受けた対象団体は、補助金の交付後に、消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

3 市長は、前項の報告があった場合において、返還すべき額があると認めるときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（帳簿等の保存）

第11条 補助金の交付を受けた対象団体は、補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

（指示及び検査）

第12条 市長は、補助金の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、対象団体に対し必要な指示をし、又は関係書類を検査することができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から実施する。

別表（第 5 条関係）

区分	補助対象経費
物品表示整備費	合併又は統合に伴い、団体名称その他の表示を新たに付し、又は変更する必要があるユニフォーム、用具その他の物品の購入又は加工に要する経費

(様式第1号)

豊中市スポーツ団体合併・統合支援金交付申込書兼請求書

年 月 日

豊中市長 様

豊中市スポーツ団体合併・統合支援金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり補助金の交付を申し込み、併せて請求します。交付決定後は、交付決定額を下記の口座に振り込んでください。

1 申込団体

合併団体名		
代表者氏名	フリガナ:	
住所	〒	
電話番号		
メールアドレス		
補助対象経費総額		円
補助金交付申込額兼請求額		円

計算式: 補助対象経費総額 × 3/4 (1,000円未満切捨て、上限30万円)

※「補助対象経費総額」を入力すると、「補助金交付申込額兼請求額」が自動計算されます。手書きの場合は、上記の計算式により算定してください。

※消費税等仕入税額控除確認書(様式第3号)で(1)を選ぶ場合は税込額、(2)を選ぶ場合は消費税を除いた額を「補助対象経費総額」に記入してください。

2 合併・統合の内容

合併・統合日		年 月 日
No.	合併・統合前の団体名	代表者氏名
1		
2		
3		

※合併・統合前の団体が4団体以上の場合は、この申込書を追加し、2枚目以降は1の「合併団体名」と2の「合併・統合前の団体名・代表者氏名」の欄のみ記入してください。

(裏面に続く)

3 振込先口座

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合	支店名	本店 支店 出張所
預金種別	普通 当座 その他 ()	口座番号	
口座名義 (フリガナ)			
口座名義			

※該当するものを○で囲んでください。

※振込先口座は、合併団体名義又は合併団体の代表者名義の口座に限ります。

4 確認・誓約事項及び添付書類

次の内容を確認し、全ての欄にチェックしてください。

申込書及び添付書類の記載内容に虚偽はありません。	☐
補助対象経費について、他の補助金、助成金その他の給付を受けている場合は、その額を控除しています。	☐
合併団体は、交付要綱に定める対象団体の要件を満たしています。	☐
交付決定の取消し又は補助金の返還を命じられた場合は、これに応じます。	☐

添付書類

補助金交付申込内訳書（様式第2号）	☐
消費税等仕入税額控除確認書（様式第3号）	☐
領収証その他支出を証する書類	☐
団体名称その他の表示を新たに付し、又は変更した物品の内容が確認できる写真	☐

豊中市スポーツ団体合併・統合支援金交付申込内訳書

年 月 日

合併団体名	
-------	--

1 購入又は加工した物品

No.	物品名	表示・加工内容	単価・数量	支払額
1				円
2				円
3				円
4				円
5				円
6				円
7				円
8				円
補助対象経費として申し込む経費の合計額				円

※この合計額は、補助金交付申込書（様式第1号）の「補助対象経費総額」と一致させてください。

2 学校体育施設開放事業に係る手続確認（必須）

※提出状況を確認し、該当する欄にチェックしてください。なお、以下の【様式1】【様式4】は、学校施設管理課関係の様式です。

【様式1】学校体育施設開放運営委員会の構成について ※必ず片方に☑を入れてください	☐	学校体育施設開放運営委員長に提出済み
	☐	運営委員等に変更なし（提出不要）
【様式4】学校体育施設開放事業使用団体登録申込書	☐	学校体育施設開放運営委員長に提出済み

【市処理欄】※こちらは市の記載欄のため、記入しないでください

登録名簿： ☐ 済 ☐ 未確認	
対象経費	円
補助金算定額	円

(様式第3号)

豊中市スポーツ団体合併・統合支援金 消費税等仕入税額控除確認書

年 月 日

豊中市長 様

1 申込団体

合併団体名	
代表者氏名	フリガナ：
住所	〒
電話番号	

2 消費税等仕入税額控除の取扱い

※ (1) 又は (2) のいずれか一方にチェックしてください。

☐	(1) 以下の理由により、仕入税額控除を行わないため、消費税額及び地方消費税額を補助対象経費に含めて申し込みます。
☐	(2) 消費税額及び地方消費税額を補助対象経費に含めずに申し込みます。

※ (1) を選択した場合は、該当する理由一つにチェックしてください。

☐	(i)	消費税法における納税義務者でない。
☐	(ii)	消費税の免税事業者であり、かつ課税事業者を選択していない。
☐	(iii)	簡易課税事業者である。
☐	(iv)	(i) ～ (iii) に該当しないが、補助対象経費に係る消費税については、控除対象仕入税額に算入しない。

3 確認事項

本支援金に係る消費税額及び地方消費税額の一部又は全部について仕入税額控除を受けることが判明した場合は、速やかに市へ報告し、市が指定する額を返還します。また、市長から消費税等に関する報告を求められた場合は、速やかに報告します。

(様式第 4 号)

豊活ス第 号
年 月 日

様

豊中市長

豊中市スポーツ団体合併・統合支援金の不交付決定について（通知）

年 月 日付けで申込みのありました豊中市スポーツ団体合併・統合支援金につきまして、
審査の結果、補助金を交付しないことを決定しましたので、豊中市スポーツ団体合併・統合支援金交
付要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、通知します。

記

不交付の理由